

第5回赤れんが庁舎改修事業整備等専門会議 議事要旨

1 開会

北海道建設部建築局施設整備担当局長より開会にあたり挨拶した。

2 事業の進捗状況

①解体調査等の進捗状況

ア 事務局説明内容

保存修理工事、耐震改修工事、公開活用工事の進捗を説明した。

→構成員及びオブザーバーが確認した。

イ 主な意見・質疑応答等

・令和4年10月に発生した火災によって工程に遅れは生じているのか。

→遅れは生じていない。

②メタルシーリングの調査

ア (公財)文化財建造物保存技術協会説明内容

メタルシーリングの調査結果及び1階14号室のメタルシーリングの復原について(公財)文化財建造物保存技術協会が説明した。

→構成員及びオブザーバーが確認した。

イ 主な意見・質疑応答等

・説明資料では、昭和43年に1階14号室の天井はメタルシーリングが設置されなかったとあるが、工事報告書等で設置されなかった事情がわかっているのであれば、その状況を明記したうえで、今回の方針に基づく復原理由を挙げるのが大切である。

・メタルシーリングが錆びる理由は水が溜まりやすいからなのか。

→そう考えられる。

・昭和58年のメタルシーリングは亜鉛鉄板なのか。

→亜鉛鉄板である。

・改修後のメタルシーリングの材質は何か。

→当時のメタルシーリングを意匠的に復興した会社(オーストラリア)では、現在アルミで製作しているため、改修後の材質は、アルミとなる。

・1階大部屋3か所の中心飾復原に関して、デザインの記録は残っていないのか。

→残っていないが、大部屋のデザインは他の5部屋とも全て同じであり、復原根拠として問題無い。欠失した3か所の旧取付け釘痕からも同じ寸法であることが分かっている。

2 協議事項

(1)修理

①床仕上げ

ア 事務局説明内容

- ・床仕上げは、改修方法を検討した結果、現状と同じ仕上げ（塩化ビニルタイル又は、モザイクパーケット）とする。

→構成員及びオブザーバーの了解を得た。

イ 主な意見・質疑応答等

- ・床材として塩化ビニルタイル及びモザイクパーケットが使われていた理由を明確にするとともに、一部でよいので実際に建物内に改修前の部材を残していくことが大切である。
- 現在床の解体調査が進んでいるところであり、床の浮きや不陸など詳細な情報が整い次第、検討する。

②壁仕上げ

ア 事務局説明内容

- ・損傷が著しい壁は、煉瓦壁面から漆喰壁の塗り直しを行う。
 - ・塗り直しの必要がない壁は、現状の漆喰壁を保存した上で下地補修及び再塗装を行う。
- 構成員及びオブザーバーの了解を得た。

イ 主な意見・質疑応答等

- ・砂漆喰三層の壁は非常に強く積み重ねた歴史を感じさせる。ぜひ残して欲しい。現物を公開できる部分があるかどうか検討されたい。
 - ・21号室の新聞紙貼りは、非常に貴重な資料であるため、残してほしい。
 - ・砂漆喰が三層に塗り重ねられている壁は、改修後も同様に漆喰壁を三層に塗り重ねる必要があるのか。
- 三層で塗り重ねる必要はない。
- ・創建時の漆喰壁はないのか。
- 明治42年の火災で焼け落ちたと考えられるが、発見できるかもしれないので、今後も天井解体部分等で調査を行う。

③天井仕上げ

ア 事務局説明内容

- ・1階14号室天井仕上げはメタルシーリングを復原する。
 - ・翼棟廊下天井仕上げは現状復旧として石膏プラスター塗とする。
- 構成員及びオブザーバーの了解を得た。

イ 主な意見・質疑応答等

- ・現在のRC補強を尊重し、当時の仕様である石膏プラスター塗りとする事は妥当。

④中心飾

中心飾について、事務局より説明した。

ア 事務局説明内容

- ・No.9、11、12号室の中心飾は、新たにメタルシーリングで復原する。
 - ・No.20号室の石膏製中心飾は、存置とする。
- 中心飾について、構成員及びオブザーバーの了解を得た。

イ 主な意見・質疑応答等

- ・中心飾についてはどのような考えなのか。
→現状の中心飾を再使用したうえで、中心飾の無い9号室・11号室・12号室をメタルシーリングで復原するという考えである。
- ・18号室の中心飾の裏には日付が記載されていたということか。
→18号室の中心飾の裏には日付と製作者の名前が書いてある。昭和43年工事報告書にはメタルシーリングであったと記載があるが、実際は何らかの理由から石膏で作り直されていた。
第3回専門会議では、明治のメタルシーリングであると考えていたため20号室の中心飾を11号室に移動復原する考えであったが、移動した根拠が不明であることと、20号室の中心飾は、日付の記載はないものの石膏製であり、明治に製作された中心飾ではないと考えられることから、移設はせずに存置する考えである。
- ・18号室中心飾の裏に記載している製作者の名前の中西竹治氏は、旧函館区公会堂の昭和58年漆喰彫刻に参加されていた方である。
→旧函館区公会堂の工事記録も確認する。※後日確認し修理工事報告書の関係者一覧にも名前があることが分かった。

(2) 公開活用工事

①内部エレベーターの設置

ア 事務局説明内容

- ・文化財保護に配慮したうえで、車椅子の転回スペースを有した11人乗りエレベーターを設置する。
→構成員及びオブザーバーの了解を得た。

イ 主な意見・質疑応答等

- ・エレベーター設置に伴い、1階2階ともに既存の鉄骨梁とアングル材を残してスラブを解体しても問題ないのか。
→問題ない。
- ・エレベーターにはガラスが四方に貼られるとのことだが、近くに位置する換気塔との隙間は手が入らないほど狭くなるのか。
→人が入れる隙間ができるかは不明だが、換気塔に完全につけてエレベーターを設置することにはならない。最低限のメンテナンスだとかを考えたうえで検討していかなくてはならない。その詳細の設計についてはこれからになる。
- ・換気口は飾りなのか。
→現状は飾りである（明治44年火災復旧時は集合煙突の排気口として使用していた）。

②照明器具の更新

ア 事務局説明内容

- ・現状の直付け照明から、小型の埋め込み照明に照明器具を更新し、メタルシーリングの可視面積を広げる。

- ・ 9、11、12号室については、小型の埋め込み照明設置の際、照明器具が防火スラブに干渉し、防火スラブの変更が必要となる。そのため、9、11、12号室については、文化財保護の観点から小型の埋め込み照明は設置せず、直付け照明とする。
- 構成員及びオブザーバーの了解を得た。

イ 主な意見・質疑応答等

- ・ 創建時の照明に関しては、何かわかっていることはあるのか。
- 創建時の照明に関しては、ガス灯が用いられたと考えられるが、詳細は不明である。また、火災復旧時の照明器具については、一部資料が残っている。なお、昭和の工事の際に一部整備している箇所もある。
 - ・ 資料に記載のあるA～Dパターンでの照明設置の違いは、部屋の使われ方の違いのためなのか。

→部屋の使われ方の違いだと考えられる。

③空調設備の更新

ア 事務局説明内容

- 空調設備については、羽目板張りの腰壁の同系色とし、配管については露出配管とする。
- 構成員及びオブザーバーの了解を得た。

イ 主な意見・質疑応答等

- ・ 配管の支持金物のデザインについて、深く検討しておくべきであると考えている。どのように工夫してどのような支え方とするのか詰めていってほしい。
 - ・ 創建当時には石炭を燃料として暖房を使用していたと考えられる。
- どのような使われ方をしていたのかというのは、詳細まではわからない。
- ・ 長官室に暖房配管はなかったのか。
- 長官室の暖房は、二次的な暖房である可能性が高い。

④玄関バリアフリー

ア 事務局説明内容

- ・ アプローチは西側若しくは南側で検討する。
 - ・ 西側は1階に上がる計画しかなく、スロープ案及び段差解消機、エレベーター設置は利用上の課題がある。
 - ・ 南側は1階若しくは地下1階へのアプローチがあり、その中でも地下1階にスロープで下がる計画は、史跡や重要文化財への影響が小さい範囲であることから、南側に地下1階へ降りるスロープ案を提案した。
- 構成員及びオブザーバーの了解を得た。

イ 主な意見・質疑応答等

- ・ 南側スロープ案とする場合、排水の検討が必要である。
- ・ どのような案でも、必ずと言っていいほど全ての人を満足させる事はできないが、事務局がこれだけの検討をしたこと説明していただければ、納得される。
- ・ 細かいところまで配慮しており、とてもいい案である。

- ・冬期間のヒーティングをどうするのかについてと、庇を切妻とすると雪が落ちてしまうため、その検討を詰めて欲しい。
- これから検討を進めていく。
- ・南側スロープ設置に関して、建造物の現状変更許可申請については問題ないと思われる。史跡の現状変更許可申請は今後の手続き含めて協議する必要がある。

3 閉会